

## 令和6年度愛媛県フリースクール連携推進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、令和6年度愛媛県フリースクール連携推進事業実施要領に基づき選定されたフリースクール（以下「選定フリースクール」という。）が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内で令和6年度愛媛県フリースクール連携事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、不登校児童生徒等が、学校以外の場で教育を受ける機会の確保を図る。

### (補助対象経費等)

第2条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の左欄に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、別表の左欄に定める補助対象経費の実支出額に同表の右欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額とし、1施設当たり1,000,000円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第3条 選定フリースクールは、補助金の交付を受けようとするときは、令和6年度愛媛県フリースクール連携推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 令和6年度愛媛県フリースクール連携推進事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 令和6年度愛媛県フリースクール連携推進事業収支予算書（様式第3号）

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに選定フリースクールに通知するものとする。

### (補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ令和6年度愛媛県フリースクール連携推進事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の変更
- (2) 補助事業の内容の変更（ただし、軽微な変更は除く。）

### (補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和6年度愛媛県フリースクール連携推進事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### (実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに令和6年度愛媛県フリースクール連携推進事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 令和6年度愛媛県フリースクール連携推進事業の実績（様式第7号）
- (2) 令和6年度愛媛県フリースクール連携推進事業収支決算書（様式第8号）  
(補助金額の確定)

第8条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、令和6年度愛媛県フリースクール連携推進事業費補助金精算払請求書（様式第9号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(関係書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助率
事業に要する経費のうち、職員1名分に係る給料、手当	2分の 1以内
生活困窮等のため授業料の支払が困難な児童生徒に対して、授業料を減免した場合の減免額（減免した授業料）	